

令和2年9月15日

令和元年度（第73期）

司法修習生 各位

〔実務修習地 東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山を除く。〕

司法研修所事務局総務課長 中村浩毅

入寮申込みについて（お知らせ）

考試期間中に寮への入寮を希望する者の入寮申込みを下記のとおり受け付けますので、希望者は別添の留意事項等を熟読の上、申し込んでください。

記

1 入寮希望者は、別紙様式による「入寮許可願」等を作成の上、提出する。

(1) 提出物

入寮許可願	虚偽の記載をした場合は、処分を受けることがある。
返信用封筒	長形3号の封筒に宛名を記載。 94円分 の切手を貼付。

(2) 提出期限

10月3日（土）（同日消印有効、簡易書留郵便で送付する。）

(3) 宛先

司法研修所（いずみ寮）事務局総務課寮務係

2 寮は、いずみ寮及びひかり寮を用意する。

入寮希望者が収容可能人数を超える場合、入寮を必要とする事情を総合的に考慮して入寮の許否を判断するが、原則として、以下の順位で割り当てる。

(1) 通所圏内に住居を有しない者

(2) 現住所の住居又は自宅（実家を含む。）等の所在地から司法研修所までの通所時間の長い者（なお、抽選の方法を用いて決定する場合がある。）

他方、入寮希望者が収容可能人数に満たない場合でも、入寮申込みの追加受付は行わない。

3 「入寮許可願」を提出した者に対する入寮の許否の通知は、返信用封筒を用いて各自の送付先住所宛てに入寮許否の通知書を10月12日（月）頃発送する方法により行う。

(別紙様式)

7 3 考試

令和2年 月 日

司法研修所長 殿

(第73期) 司法修習生

(実務修習地)

組 番)

ふりがな
氏名

印

昭和・平成 年 月 日生 (歳) 男・女

入寮許可願

私の住居の状況等は下記のとおりであり、考試期間中に寮へ入寮したいので、許可してください。

入寮中は、「司法研修所司法修習生在寮準則」等の規律を厳守します。

記

1 実務修習中の現住所(必ず記載する。)

〒 一 住 所

電話番号 (- - -)

携帯電話 (- - -)

2 1以外の自宅(実家を含む。)等の住所

(二つ以上ある場合には、下の余白に(2), (3)などと符号を付した上で記載する。)

〒 一 住 所

電話番号 (- - -)

3 喫煙の有無(寮内は全面禁煙)

有(電子器具含む。) 無

《以下は1又は2に記載の住所が東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内にある場合のみ記入》

4 1又は2に記載の住所のうち、和光市駅又は大泉学園駅までの所要時間が最短のもの
(電車を利用しない場合は、司法研修所までの所要時間が最短のもの)

1の住所 2の住所 (2以外→)

5 4でチェックを付した住所の最寄り駅等

(1) 電車の利用 利用する ((2)から(4)までも回答)

利用しない(司法研修所までの所要時間)

徒歩(分)

自転車(分)

バス(分, 乗車停留所名:)

(2) 最寄り駅 線 駅

(3) 最寄り駅からの所要時間 時間 分(到着駅) 和光市駅 大泉学園駅

(4) 最寄り駅までの移動手段と所要時間

徒歩 分 バス 分(乗車停留所名:)

6 4でチェックを付した住所から司法研修所に通所できない場合は、その理由(できる限り詳しく記載する。)並びに4でチェックを付さなかった住所(東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内にある場合)の利用の可否及び司法研修所までの所要時間

※ 10月3日(土)締切(同日消印有効) (簡易書留郵便のみ可)

いざみ寮等入寮に関する留意事項

1 入寮日

移動と入寮の集中等を避けるため、入寮日を3日間に分け、受付時間を指定する。

(1) 11月15日（日）

○13時～15時受付

実務修習地：福岡、札幌、函館、旭川及び釧路

○15時～17時受付

実務修習地：佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎及び那覇

(2) 11月16日（月）

○13時～15時受付

実務修習地：仙台、福島、盛岡、高松、徳島、高知及び松山

○15時～17時受付

実務修習地：広島、山口、岡山、鳥取、松江、山形、秋田及び青森

(3) 11月17日（火）

○13時～15時受付

実務修習地：水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野及び新潟

○15時～17時受付

実務修習地：名古屋、津、岐阜、福井、金沢及び富山

2 退寮日

(1) 退寮日

考試終了翌日である11月27日（金）とするが、自己都合により11月26日（木）に退寮することも差し支えない。ただし、11月26日（木）の退寮開始時刻は、通所生の退院完了後となるため、午後7時以降となる。

(2) 退寮時間の指定

混雑と集中を避けるため、退寮手続の時間を指定する。

ただし、混雑度合いにより、前倒しがあることがある。その場合は、放送により周知する。

ア 11月26日（木）

19時～20時

イ 11月27日（金）

(ア) 8時30分～9時30分

ひかり寮及び航空便等予約の都合により出発を要する者

(イ) 9時30分～10時30分 いずみ寮A棟及びB棟の1・2階

(ウ) 10時30分～11時30分 いずみ寮A棟及びB棟の2・3階

(エ) 11時30分～12時30分 いずみ寮A棟及びB棟の3・4階

(オ) 12時30分～13時30分 いずみ寮A棟及びB棟の4・5階

(カ) 13時30分～14時30分 いずみ寮A棟及びB棟の5・6階

(キ) 14時30分～15時30分 いずみ寮A棟及びB棟の6・7階

(ク) 15時30分～16時30分 いずみ寮A棟及びB棟の7階

3 寮の施設及び遵守事項等

寮の施設及び利用方法等は、「司法修習ハンドブック2019.10」の「施設概要」の「3 寮」及び同ハンドブックの「資料編」の「15 司法研修所司法修習生在寮準則」（以下「準則」という。）のとおりである。

多くの在寮生が生活することから、上記の準則等に定められた共同生活上のルール及び寮における感染防止対策（令和2年9月15日付け司法研修所事務局総務課長事務連絡「考試期間中の寮における新型コロナウイルス感染防止策について（お知らせ）」別紙等）を遵守する。これらの遵守事項に違反したときには、退寮を命じられることがある。

4 寮室の割当て

寮室は1人1室とし、その割当ては当研修所が行う。割り当てられた部屋を司法修習生同士で交換することは認められない。これに違反したときは、退寮を命

じられることがある。

5 寮費

(1) 入寮を許可された者は、入寮期間中の寮費として 11,000 円を負担する。

なお、寮費は、寮施設利用の実費に相当するもので、家賃としての性質を有するものではない。

(2) 入寮許可通知書に同封する払込取扱票に住所、氏名等の必要事項及び払込金額を記入の上、期限内に所定の口座に払い込む。

6 提出・問い合わせ先

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所（いずみ寮）事務局総務課寮務係

